

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成31年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	4	58 (4)	5		3	18 (5)	1	7 (1)	9 (3)	4	1	54 (43)
50m ³ /日 未満	369	902	33	33		24 (9)		7	171 (7)	68	13	161 (42)
計	373	960 (4)	38	33	3	42 (14)	1	14 (1)	180 (10)	72	14	215 (85)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道終末処理施設・ 処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	99	39	10		9		9 (7)		471 (2)	10 (4)	818 (69)
50m ³ /日 未満	7	2,501	125	456 (10)	251 (17)	4	829	69 (36)	16 (1)	562 (2)	33 (12)	6,634 (136)
計	14	2,600	164	466 (10)	251 (17)	13	829	78 (43)	16 (1)	1,033 (4)	43 (16)	7,452 (205)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く